

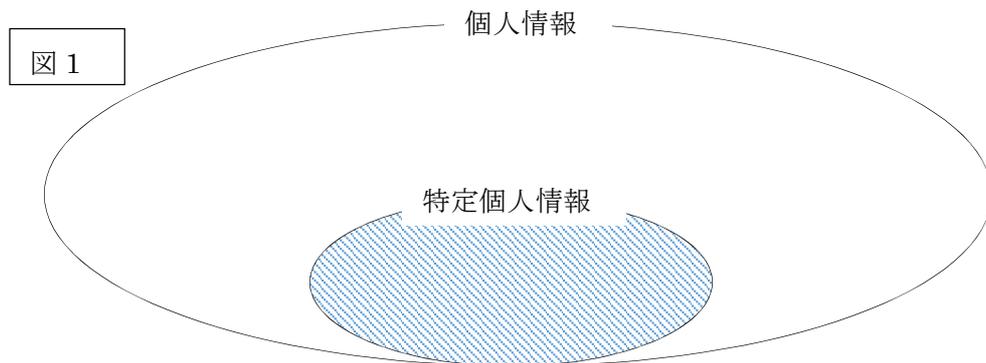
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴う石狩市の関係条例の制定・改正について

1 条例の制定改正の必要性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)施行により、なぜ条例の制定改正が必要になるのか。

番号法により新たに個人番号を含む特定個人情報が創設され地方公共団体の事務で用いられることとなったが、この特定個人情報は番号法により個人情報の保護に関する法令、条例等では従来存在しなかった取り扱いが求められることとなった。ところがこの特定個人情報についても従来からある個人情報保護に関する法令、条例等の守備範囲に含まれることとなっている。(以下の図1参照)

そのため特定個人情報は同じ個人情報の範疇にあっても、従来の個人情報とは扱いを同じにできないこととなった。



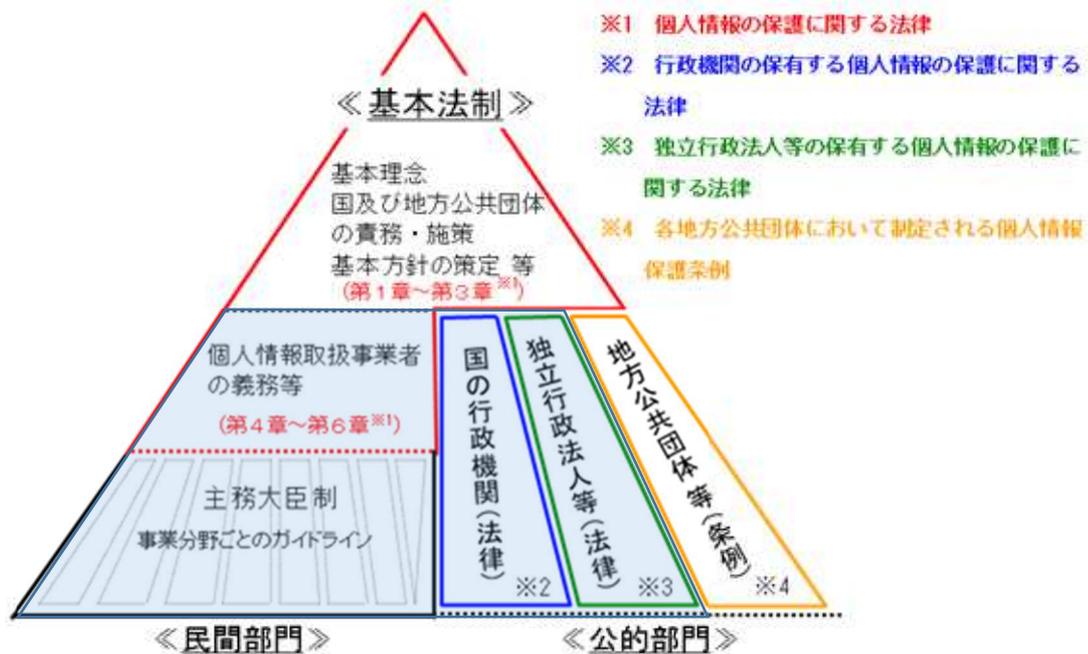
そもそも個人情報の保護に関しては下記の3つの法律(以下「一般三法」という)により規定されており、地方公共団体においてはこの一般三法以外の部分について条例化されているところです。(図2参照)

- ① 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十八号)(以下「行政機関個人情報保護法」という)
- ② 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十九号)(以下「独立行政法人個人情報保護法」という)
- ③ 個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)(以下「個人情報保護法」という)

番号法において特定個人情報を扱うに当たり、扱いが異なる箇所はこれら一般三法を読み替えることとし、新たな取扱いについては追加するような形で立法措置がされている。

地方公共団体においては番号法から直接に条例を読み替えたり、条文の追加ができないため、各地方公共団体において独自に既存の個人情報保護条例を改正するか、特定個人情報に特化した条例を新たに制定する必要性が生じました。

図2 個人情報保護に関する法体系イメージ



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によって、読み替えられる法令部分

2 番号法と既存の一般三法との相違点

番号法において特定個人情報を扱うに当たり、扱いが異なる箇所はこれら一般三法を読み替えることとし、新たな取扱いについては追加するような形で立法措置がされているのは前述のとおり、それぞれの条文に沿って相違点を明らかにした。

【読み替え】

①法第 29 条（情報提供等記録以外の特定個人情報に関する扱い）

- 1) 利用及び提供の制限
- 2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知先
- 3) 開示請求、訂正要求、利用停止請求についての任意代理も認めること
- 4) 他の法令による開示の実施の調整
- 5) 開示手数料の減額・免除
- 6) 利用停止請求

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の読み替え

- 7) 利用目的による制限
- 8) 利用停止

} 個人情報の保護に関する法律の読み替え

②法第 30 条（情報提供等記録に関する扱い）

- 1) 利用及び提供の制限
- 2) 個人情報ファイル保有等に関する事前通知先
- 3) 開示請求、訂正要求、利用停止請求についての任意代理も認めること
- 4) 移送
- 5) 第三者に対する意見書の提出の機会の付与等
- 6) 他の法令による開示の実施の調整
- 7) 開示手数料の減額・免除
- 8) 訂正の際の通知先
- 9) 利用停止請求を認めないこと

【追加】

- ① 特定個人情報保護評価(番号法第 27 条)
- ② 独自利用事務、特定個人情報の庁内連携(番号法第 9 条第 2 項)
- ③ 個人番号カードの独自利用(番号法第 18 条第 1 号及び番号法施行令)
- ④ 同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供(番号法第 19 条第 9 号)
- ⑤ 特定個人情報の保護措置(番号法第 31 条)
- ⑥ 罰則 (番号法 第 9 章)

3 番号法の改正に伴い必要となる条例改正

	情報提供等記録以外の 特定個人情報	情報提供等記録
①目的外利用	以下の場合のみ可能とする 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	禁止とする。
	条例第30条の2	条例第30条の2第2項
②提供の制限	・提供できる場合を、番号法第19条の規定された場合と同じくする。 ・オンライン結合についても同様であり、番号法第19条で認められた特定個人情報の提供を可能とする。	
	条例第30条の3	
③開示・訂正・利用停止請求における任意代理人の追加	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める
	条例第30条の4の規定により読替え後の第14条、第17条、第21条、第24条、第25条、第27条、第28条	条例第30条の4の規定により読替え後の第14条、第17条、第21条、第24条、第25条
④利用停止請求	以下の場合についても、利用停止請求を認める。 ア) 利用制限規制に対する違反 イ) 収集制限・保管制限規制に対する違反 ウ) ファイル作成制限規制に対する違反 エ) 提供制限規制に対する違反	利用停止請求を認めない。
	条例第30条の4第2項	条例第30条の4第3項
⑤開示請求手数料の減免	経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求手数料を減額または免除できるようにする。	
	条例存の条例において手数料の徴収はしない。実費の請求のみ。	
⑥他の法令による開示の実施との調整	他の法令による開示の実施との調整規定を設けている場合は、かかる規定を適用除外とする。	
	条例第30条の7で読み替えられた第35条第3項	

	情報提供等記録以外の 特定個人情報	情報提供等記録
⑦開示・訂正 時の移送を行 わないこと	開示・訂正決定に際し他の機関への 移送を認めないようにする。	
	移送の規定はそもそも存在しない。 新たに追加する必要もない。	
⑧訂正の通知 先	訂正については、総務大臣および情報参照者または情報提供者に対し通 知するようにする。	
	条例第30条の6	